

令和5年度香川県立文書館運営協議会 議事概要

- 日時： 令和5年5月24日（水） 13：00～14：10
- 場所： 香川県立文書館 2階 視聴覚ホール
- 出席委員： 菅委員、高塚委員、田中委員、西川委員、花田委員、山下委員、吉田委員、豊島委員
- 欠席委員： 和田委員
- 傍聴者： なし

1 開会

2 館長挨拶

3 会長選任： 田中委員が会長に選任された。

4 議事

議題1 令和4年度文書館事業報告について

議題2 令和5年度文書館事業計画について

- ・資料に基づき事務局から説明した。
- ・質疑応答等： 下記のとおり。

<質疑応答等>

【委員】 資料18ページの「資料のデジタル化」で、「寒川郡富田中村有馬家文書」をデジタル化している。この有馬家は、江戸時代末期に、有馬撰蔵という医師を輩出している。この人は、適塾の創設者の緒方洪庵の一番弟子である。優れた著作物が残っており、マイクロフィルムになっていたが、この度デジタル化されたものである。このようにデジタル化し写真で保存しておく、原本を出さなくても良い。利用者の利便性も高まる。予算の制約もあると思うが、どんどんデジタル化を進めてほしい。

【委員】 認証アーキビストが3名となったとのことであるが、この人数は、公文書館でも多い方ではないかと思う。認証アーキビストの数をさらに増やそうとすると、研修にも派遣していかないといけないと思うが、今後、認証アーキビストについては、どのようにしていこうと考えているのか。

【事務局】 認証アーキビストの資格取得に必要な専門研修を受けるための旅費の予算の範囲内ではあるが、専門職員はもちろんのこと、一般行政職員にも機会があれば専門研修を受講してもらい、今後とも、認証アーキビストの数を確保していきたい。

【委員】 資料21ページの「施設設備改修事業」であるが、4年度から5年度に繰り越して実施する「エレベーター更新事業」に係る経費は、資料3ページの予算の資料の中では、どこに出てくるのか。

【事務局】 4年度から5年度に繰り越して実施する「エレベーター更新事業」の費用は、資料3ページの予算の資料の中では、「令和4年度」の「図書館・文書館施設設備整備事業」の「11,336千円」として掲載している。これは、4年度の途中で補正予算として付いたものである。このエレベーター更新事業の総額は34,009千円である。図書館と文書館では、必要な経費を、図書館と文書館で、2対1の割合で負担しており、文書館の負担額は、11,336千円となり、その額を3ページに計上している。一方、21ページの事業の説明では、図書館負担部分も含めた全体額の34,009千円を記載しており、同じものである。

【委員】 資料のデジタル化は有益だと委員の意見もあったが、今年度、文書館ではどのような資料をデジタル化する予定か、教えてほしい。

【事務局】 まず、公文書では、今年度は、宗教法人関係のマイクロフィルムのデジタル化を実施する予定である。次に、古文書では、複製本を作成して、閲覧に供しているが、マイクロフィルムしかない資料もあり、そのような資料を優先して、マイクロフィルムのデジタル化を実施し、それを紙に出力し製本化して閲覧に供する予定である。また、古文書の史料そのものの写真撮影によるデジタル化については、丸亀市のもと庄屋であった家の文書を継続的にデジタル化していく予定であり、それに加えて、今年度受入れの史料の中でも、利用頻度が高いと想定されるものについて、写真撮影によるデジタル化を実施していく予定である。さらには、行政資料では、県報のマイクロフィルムで老朽化した部分についてデジタル化を行う予定としている。

【委員】 文書館のデジタルアーカイブの進捗状況は、どのようになっているのか。

【事務局】 デジタルアーカイブについては、特に、古文書については、史料の全ページをデジタル化して、インターネット上の「所蔵資料データベース」で公開している。令和4年度では、600件を超える数の史料をデジタル化している。それに加えて、古文書では複製物で公開しているが、まだ複製物がない史料について見たいという要望もある。また、他県の人から、「香川県に行けないが閲覧したい」という要望もある。そのような場合は、職員において写真撮影し、「所蔵資料データベース」に載せて公開する、という方法も取っている。デジタル化は業者委託と職員によるデジタル化を合わせて行っており、それらのデジタル画像等の公開を進めている。

【委員】 文書館に来館しなくても、インターネットから資料が見られる、というのは便利である。文書館においては、県内外の要望に応じて、デジタルアーカイブによる資料の公開を進めてほしい。

【委員】 古文書解説講座を、ホームページ上でも開催するというのは、面白い試みである。これは、昨年度からか。

【事務局】 古文書解説講座（特別編）を、ネット上でも開始し始めたのは、新型コロナウイルス感染症が広まった令和2年度からである。なかなか来館しにくい状況となったため、ネット上で受講できるよう登録した。令和2年度は、「四国遍路道しるべ」という四国遍路の江戸時代のガイドブックを載せた。令和3年度は、丸亀の京極家の藩主が書いた、俚約に関する文書を写した史料をネットに登録した。くずし字としてスタンダードできれいなものである。そのほかにも、翻刻が終わり、くずし字を活字にできたものを「所蔵資料データベース」に載せて、公開している。来館しなくても、古文書が学べるよう、インターネットでの公開を進めている。

【委員】 講座をインターネットで公開するのは大変良いことと思う。また、ネットで情報発信する場合、国立公文書館ではインスタグラムで資料や情報を公開している。費用をかけずに、チラシや写真などを載せてPRすることができる。インスタグラムなどのSNSを活用すれば、もっと違った層の人達にも届くのではないかと思う。検討してはどうか。

【事務局】 他の施設の取組みも参考にして、検討させていただきたい。

【委員】 番組の制作において、何かを取り上げようとする際には、文書による裏付けが重要であり、県立文書館で必要な資料が保存されていて良かったことがある。文書館においては、引き続き、過去の重要な資料の保存について、よろしくお願ひしたい。

【委員】 「資料のデジタル化」について、公文書などで、文書を出した側がデジタル化を実施するのか、それとも、文書を受け取った側でデジタル化を実施するのか。例えば、県から各市町へ文書を出した場合に、県でも出した文書をデジタル化し、各市町でも受け取った文書をデジタル化するのか。デジタル化となると予算も限られており、双方がデジタル化すると、重複が発生し、非効率な部分ができるのではないか。県立文書館と市町の公文書館の間で、「この部分はどこがデジタル化する」とかいった情報交換や、効率化のための仕組みはあるのか。

【事務局】 地方自治法上、県と市町とは、それぞれ対等な関係である。どのような文書を保存し、どのような文書をデジタル化するかというのは、県、市町それぞれの判断となる。公文書とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・」と定義されるので、県が作成した公文書と市町から県が取得した公文書は県の公文書であり、県が市町へ通知した場合は、県が作成した公文書は、市町側では市町の取得した公文書として保存されることとなる。

しかしながら、県において、助かっているのは、県の戦前の文書は高松空襲で焼けて無くなっているが、県が発出した通知文が市町の公文書として残っているようなケースがあるということである。そのように、県が発出した通知文が市町の公文書として残っていれば、各市町で公文書館ができた時に、各市町の公文書館で、県が通知した文書が閲覧できることとなる。デジタル化と直接関係のない部分もあるが、県と市町の双方で文書を保存するメリットはある。

【委員】 江戸時代の高松藩の史料も、高松空襲で焼けたものも多い。しかし、高松藩が出したお触れなどの文書が、各地の庄屋の家に残っていることがある。それら文書から、当時の高松藩のことが分かることも多い。それぞれに文書が残っているということは大事である。

【委員】 今年度、「高松藩を記録する－江戸時代のアーカイブズ－」という企画展を計画しているとのことであるが、このような企画展示を開催する際に、来館者が多くなる工夫について、どのようなことに気を付けているのか。

【事務局】 今年の「高松藩を記録する」という企画展は、高松藩士であった家に残っていた、幕末期における高松藩からのお触れのような文書を写しとったものを展示し紹介するものであり、「幕末」という、利用者の興味を引くような題材を選んだ。また、当館は、隣に県立図書館があるので、図書館から出てきた多くの人が目に付くような場所に、文書館の展示のポスターや横断幕を掲げたりして、展示を見に来てもらうように誘導している。また、昨年度であれば、写真の展示を実施したが、展示室の前の廊下に写真を多く並べて、多くの人が目に付くようにして、関心をもってもらい、展示を見に来てもらうように工夫をしている。

5 閉会